



—山腹の茶畑— いばらき自然環境フォトコンテスト 優秀賞 綿引 勝春さん

## 「人材の募集・確保はハローワークが応援します！」

### おもな内容

- 県内の雇用情勢 ..... 2
- 「平成20年3月新規学卒者の採用に関する申し合わせ」が決まる！ ..... 3~4
- 雇用保険法が変わります！ ..... 5
- 6月は外国人労働者問題啓発月間です ..... 6
- 第22回男女雇用機会均等月間 ..... 7
- 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 有効求人倍率0.97倍・15か月連続で上昇(前年同月比・季節調整値)

有効求人数は10か月連続の増加 有効求職者数は48か月連続の減少

## ① 概況

3月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は15,111人で前年同月に比較して0.4%増加し、3か月ぶりの減少となった前月から再び増加に転じました。

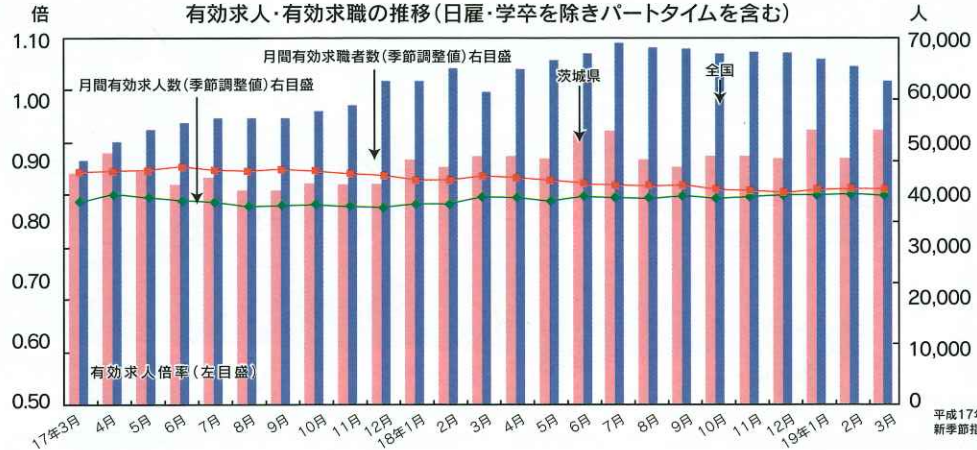
新規求職者数は11,755人(前年同月比10.6%減)で、2か月連続の減少となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般(10.9%減)は12か月連続で減少し、パートタイム(9.9%減)も2か月連続の減少となりました。

有効求人数は41,932人で、前年同月比で2.0%の増と10か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、41,062人(5.0%減)で、48か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.97倍(季節調整値)と前月と同率であったものの前年同月(0.90倍)を0.07ポイントの上回り、原数値では1.02倍と6か月連続で1.00倍を超えました。

就職件数は3,734件と前年同月比で9.7%減と、10か月連続の減少となりました。



## ② 新規求人の動き

新規求人数は15,111人となり、前年同月比で0.4%増となりました。

産業別にみると、サービス業(前年同月比12.7%増)、製造業(同4.7%増)、医療・福祉(同3.6%増)、卸・小売業(同2.7%増)で増加し、情報通信業(同15.3%減)、飲食店・宿泊業(同17.2%減)運輸業(同13.5%減)、設業業(同9.1%減)、その他の産業(同6.8%減)で減少しました。

また、規模別に見ると500人以上(同58.5%増)、300~499人(同21.2%増)で増加したものの、新規求人数の過半数(54.09%)を占める29人以下(同0.8%減)をはじめ、100~299人(同2.6%減)、30~99人(同0.7%減)で減少となりました。

雇用形態別では、一般常用が1.1%減と10か月連続の増加から減少に転じました。パートタイムは0.2%減と2か月連続の減少となりました。

## ③ 新規求職の動き

新規求職者数は11,755人となり、前年同月比で10.6%減と2か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般が74.2%(前年同月74.4%)と0.2ポイント低下し、数でも10.9%減で12か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数では9.9%減と2か月連続の減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は48.1%となり前年同月(48.5%)を0.4ポイント下回り、若年求職者数でも11.4%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は17.1%で、前年同月(17.2%)を0.1ポイント下回り、高齢求職者数では11.2%の減少となりました。

## ④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,719件で、前年同月に比較し16.2%減と10か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は23.1%と、前年同月(24.7%)より1.6ポイント低下しました。

雇用保険受給者実人員は9,105人で、前月比で2.5%減、前年同月比では10.1%減(53か月連続減)と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は805人で、割合は8.4%(前年同月10.2%)と1.8ポイント低下し、事業主都合離職者数でも20.8%減と6か月ぶりの減少となりました。

## 「平成20年3月新規学校卒業者の採用に関する申し合わせ」が決まる!

— 茨城県高等学校就職問題検討会議開催 —

4月18日(水)、「茨城県高等学校就職問題検討会議」が産・学・官の関係者出席のもと、水戸市内において開催されました。

平成20年3月新規中学、高等学校卒業予定者の求人受理の開始を目前に控え、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るために「茨城県職業指導連絡協議会」も同時開催されました。

茨城労働局・武田職業安定部長のあいさつに続いて、事務局より平成19年3月新規学校卒業者の就職状況が報告されました。



引き続き平成20年3月新規学校卒業者の採用に関する指針の協議のほか、地域の実情を考慮した応募・推薦方法について意見交換が行われ、「申し合わせ」が次のような内容で決定されました。

### 申し合わせ

平成20年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

#### 記

#### 第1 求人受理及び推薦、選考時期等について

##### 1 新規中学校卒業予定者

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、平成19年6月20日から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は平成19年7月1日以降開始するものであること。
- (3) 推薦、選考は平成20年1月1日以降(推薦については文書到達主義)開始するものであること。

##### 2 新規高等学校卒業予定者

- (1) 求人票の受理及び確認のための受付は、求人事業所を管轄する安定所において、平成19年6月20日から開始するものであること。
- (2) 安定所の確認した高卒用求人票の求人者への返戻は、平成19年7月1日以降行うものであること。したがって、高等学校においては、安定所の確認を受けた求人票により平成19年7月1日以降に求人を受理するものであること。
- (3) 他安定所への求人連絡は平成19年7月1日以降開始するものであること。
- (4) 推薦は、平成19年9月5日以降(文書到達主義)とし、選考開始の時期は平成19年9月16日以降であること。  
なお、平成19年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。

ただし、高卒用求人票に安定所の確認を受けた求人票(同写)によらない求人申込みに対しては、高等学校は生徒の推薦を行わないものであること。

## 第2 家庭訪問の取扱について

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

## 第3 学校訪問の取扱について

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

## 第4 文書募集の取扱について

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集開始は、平成19年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- (3) 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

## 第5 応募書類の取扱について

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

## 第6 採用選考について

- 1 採用選考にあたっては、出身者、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。
- 2 男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がされるよう配慮するものであること。

## 第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

## 第8 就業開始日について

- 1 新規中学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は平成20年4月1日以降とすること。
- 2 新規高等学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

平成19年4月18日

茨城県経営者協会会長

茨城県商工会議所連合会会長

茨城県中小企業団体中央会会長

茨城県高等学校長協会会長

茨城県産業教育振興会理事長

茨城県教育研究会会長

茨城県商工労働部長

茨城公共職業安定所長会会長

茨城県銀行協会理事長

茨城県商工会連合会会長

茨城県教育委員会教育長

茨城県高等学校教育研究会会長

茨城県学校長会会長

茨城県総務部長

茨城労働局職業安定部長

# 雇用保険法が変わります!

## 1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者/短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

【旧】

- ・短時間労働者以外の一般被保険者 →6月(各月14日以上)
- ・短時間労働被保険者(週所定労働時間20~30時間) →12月(各月11日以上)

【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則**12月(各月11日以上)**の被保険者期間が必要。  
※倒産・解雇等により離職された方は、6月(各月11日以上)が必要。

## 2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。
- 平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

【旧】 休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 10%

【新】 休業期間中 30% + 職場復帰後6ヶ月 20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。  
(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)

## 3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】

被保険者期間3年以上5年未満 20%(上限10万円)  
被保険者期間5年以上 40%(上限20万円)

【新】

被保険者期間3年以上 20% (上限10万円)  
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)

★詳しくは、都道府県労働局職業安定部またはお近くの公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ね下さい。

# 6月は外国人労働者問題啓発月間です!

厚生労働省茨城労働局では、月間中のポスターやパンフレットの配布等によるキャンペーン活動のほか、県内のハローワークと連携しながら、次のような外国人雇用対策を行っております。

## ● 外国人雇用アドバイザーをご利用ください。

- ◎ 外国人労働者の雇用管理上の疑問や悩み等についての相談・援助(雇用管理改善等)
- ◎ 外国人労働者の職業生活上の問題についての相談

## ● 外国人雇用サービスコーナー等の設置(通訳配置)

現在、外国人求職者のために県内の水戸・筑西・土浦の各ハローワークにそれぞれ通訳を配置しております。また、茨城労働局監督課内に、外国人労働者の労働条件の確保、改善に応じる相談員(毎週火曜日・金曜日、9:00~17:00、英語・ポルトガル語・スペイン語)を配置しております。

## ● 不法就労の防止及び是正

詳しいお問い合わせは、最寄のハローワーク  
または茨城労働局職業安定部職業対策課まで

TEL**029-224-6219**

## 労働保険の申告・納付期限の変更について

年度更新申告書の送付につきましては、送付時期が遅れましてご迷惑をおかけいたしました。  
雇用保険の保険料率については、本年4月1日から改訂されて引き下げが実施されました。  
平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されて救済措置がスタートしておりますが、その費用の一部をすべての事業主からご負担いただくため、本年4月1日から「一般拠出金」の納付も労働保険の申告・納付に併せて行っていただくこととなっております。  
本年度の申告納付期限は、法定の期限に22日を加えた6月11日まで延長されることとなりました。事業主及び労働保険事務組合の皆様には、上記についてご留意のうえ、できるだけ早期の年度更新申告書の提出及び労働保険料・一般拠出金の納付にご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先  
茨城県労働局労働保険徴収室

TEL**029-224-6213**

平成19年6月1日～30日 第22回男女雇用機会均等月間

## 男性も女性もみんなにチャンス!!

－性別ではなく“その人”をみていますか?－

本年4月1日より、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、改正男女雇用機会均等法（「改正均等法」）が施行されました。

改正均等法は、募集・採用を始めとした女性に対する差別等の他、男性に対する差別や、性別を要件としていないが、一方の性が満たしにくい要件を課すなどの形を変えた差別、また妊娠・出産等を理由とした不利益取り扱いについても禁止としています。

また、実質的な男女均等取扱いを進めていくためには、改正均等法の性差別禁止規定を遵守するだけでなく、ポジティブ・アクションに積極的に取り組んでいただくことが不可欠となります。

茨城労働局では、下記のとおりセミナーを開催いたしますので、是非ご参加ください。

### ★ポジティブ・アクション実践セミナー★

1. 日 時 平成19年6月27日（水） 13:30～15:30
2. 場 所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）
3. 対象者 事業主・労働者等 150名（定員になり次第、締切）
4. 内 容 ・改正男女雇用機会均等法等説明  
・ポジティブ・アクション事例発表 株式会社常陽銀行 等
5. 問合せ 財団法人21世紀職業財団茨城事務所（TEL 029-226-2413）

### ポジティブ・アクションとは？

個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんど配置されていない」、「課長職以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者間に生じていることが多く、このような差は、男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を遵守するだけでは解消できません。

「ポジティブ・アクション」とはこのような差の解消を目指して、女性の能力発揮を図るために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取組のことであり、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保するために望ましいものです。

また、厚生労働省では、ポジティブ・アクションについて、他の模範となるような取組を推進している企業に対し、厚生労働大臣及び労働局長による表彰を実施しています。

### ◇ポイント◇

改正均等法では、労働者に対し性別を理由として、差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者間の事実上の格差を解消するための措置（ポジティブ・アクション）は、法に違反しない旨明記されています。

雇用均等室では、現状の分析と問題点の発見のための「ワークシート」や具体的な進め方を解説したパンフレットを用意しています。資料等につきましては、下記あてお電話などでご請求ください。

### 茨城労働局雇用均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

TEL (029) 224-6288 ・ FAX (029) 224-6265

## 茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
15年度月平均	13,410	4,356	8,944	13,491	4,358	3,738	33,934	53,124	3,774	17,362
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
17年 4月	13,865	4,031	9,741	15,682	4,193	3,744	39,920	47,452	3,915	10,470
5	13,164	3,808	9,267	12,649	3,498	2,506	37,267	47,992	3,694	11,481
6	13,823	4,132	9,617	12,248	3,448	2,471	36,089	47,978	3,917	12,469
7	14,109	4,022	9,998	10,593	3,077	2,288	36,384	45,892	3,496	12,792
8	14,065	4,050	9,915	11,195	3,334	2,284	37,151	44,889	3,236	13,796
9	15,590	4,856	10,644	12,437	3,371	2,420	39,690	45,033	3,817	12,834
10	15,591	4,191	11,293	11,840	3,282	2,445	40,747	44,851	3,837	12,293
11	13,867	4,164	9,603	10,139	2,811	2,030	39,746	43,095	3,525	11,856
12	12,157	3,638	8,433	7,688	2,083	1,657	36,816	38,440	2,959	11,235
18年 1月	14,953	4,168	10,719	11,561	3,357	2,364	37,186	38,568	2,944	10,699
2	15,230	4,268	10,847	11,817	3,384	2,408	38,972	39,823	3,420	10,178
3	15,046	4,216	10,724	13,153	3,914	2,812	41,101	43,235	4,136	10,131
4	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967
9	16,801	4,990	11,720	11,208	5,183	1,881	41,439	42,126	3,815	10,872
10	15,893	4,911	10,899	11,085	5,118	1,991	42,324	41,788	3,614	10,466
11	13,610	3,741	9,771	9,378	4,392	1,633	41,788	39,685	3,325	10,189
12	13,377	3,789	9,492	7,405	3,389	1,345	38,567	35,718	2,783	9,725
19年 1月	16,061	4,524	11,482	11,615	5,468	2,123	39,445	36,875	2,742	9,508
2	15,008	4,235	10,687	10,838	5,157	1,865	40,781	38,285	3,240	9,336
3	15,111	4,248	10,769	11,755	5,648	2,011	41,932	41,062	3,734	9,105

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
15年度月平均	1.00	1.12	0.64	0.69	11.5	13.7	▲ 1.6	▲ 2.4	7.1	5.2	▲ 25.4	▲ 19.9	342	5.1
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	290	4.4
17年 4月	1.20	1.41	0.91	0.93	▲ 1.8	6.1	▲ 9.8	▲ 7.5	▲ 2.1	▲ 4.5	▲ 18.5	▲ 13.9	310	4.5
5	1.23	1.44	0.88	0.94	20.8	15.5	0.7	2.0	1.0	3.2	▲ 10.4	▲ 7.0	307	4.5
6	1.19	1.48	0.86	0.95	1.8	11.1	▲ 3.5	▲ 4.2	1.1	2.0	▲ 12.4	▲ 9.5	280	4.3
7	1.26	1.49	0.87	0.96	0.0	6.0	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 2.6	▲ 10.3	▲ 10.4	289	4.4
8	1.20	1.49	0.86	0.97	▲ 1.5	13.7	0.0	1.6	▲ 4.1	3.5	▲ 5.3	▲ 6.8	284	4.3
9	1.16	1.49	0.85	0.98	▲ 2.2	7.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 1.7	▲ 5.0	▲ 8.9	285	4.3
10	1.28	1.45	0.86	0.98	4.1	4.4	▲ 1.8	2.7	▲ 3.2	2.1	▲ 1.1	▲ 6.5	304	4.4
11	1.22	1.51	0.85	0.99	▲ 6.5	3.9	▲ 2.1	▲ 4.4	0.2	0.1	▲ 2.0	▲ 6.9	292	4.5
12	1.22	1.57	0.87	1.01	▲ 0.8	5.7	▲ 2.7	▲ 7.6	1.2	▲ 3.9	▲ 3.2	▲ 6.6	265	4.4
18年 1月	1.27	1.56	0.89	1.03	5.0	6.9	▲ 5.4	▲ 3.0	0.8	▲ 1.3	▲ 3.0	▲ 5.0	292	4.4
2	1.24	1.56	0.90	1.04	▲ 2.7	10.7	2.7	3.3	4.5	5.1	▲ 4.9	▲ 5.5	277	4.1
3	1.24	1.51	0.90	1.02	▲ 5.6	2.6	2.4	▲ 1.8	1.6	2.9	▲ 6.4	▲ 7.2	289	4.2
4	1.23	1.53	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.61	0.92	1.06	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.1
6	1.32	1.58	0.95	1.07	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.31	1.58	0.95	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.27	1.60	0.94	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9	1.35	1.57	0.95	1.08	7.8	2.2	▲ 9.9	▲ 2.8	▲ 0.1	1.1	▲ 15.3	▲ 8.6	280	4.2
10	1.40	1.53	0.96	1.07	1.9	1.7	▲ 6.4	▲ 2.0	▲ 5.8	1.2	▲ 14.9	▲ 5.3	281	4.1
11	1.33	1.60	0.98	1.07	▲ 1.9	1.0	▲ 7.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 1.9	▲ 14.1	▲ 5.8	259	4.0
12	1.39	1.60	0.99	1.07	10.0	3.4	▲ 3.7	1.3	▲ 5.9	2.8	▲ 13.4	▲ 7.4	244	4.0
19年 1月	1.34	1.51	0.98	1.06	7.4	▲ 2.8	0.5	▲ 0.5	▲ 6.9	1.7	▲ 11.1	▲ 6.7	264	4.0
2	1.31	1.51	0.97	1.05	▲ 1.5	▲ 4.4	▲ 8.3	▲ 3.2	▲ 5.3	▲ 0.8	▲ 8.3	▲ 6.7	270	4.0
3	1.33	1.50	0.97	1.03	0.4	▲ 4.6	▲ 10.6	▲ 6.8	▲ 9.7	▲ 5.5	▲ 10.1	▲ 7.2	281	4.0

(注) 1.学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2.新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)。 3.新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)。 4.▲印は減少を示す。 5.求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6.平成17年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。